

<鳥取県立美術館の建設に対する鳥取市・鳥取県の主な動き>

(H11年5月：鳥取県による建設場所再検討方針表明以降)

(鳥取市政策企画課作成)

平成11年5月	鳥取県が、建設場所(鳥取市桂見)の再検討の方針を表明
平成15年8月	鳥取県教育長が鳥取市長に対し、「財政状況を踏まえ美術館建設は難しい」旨を回答
平成16年1月	鳥取市公共事業再評価委員会を開催し、審議の結果「市道美術館通り整備」が休止。
平成25年11月	鳥取市長が建設候補地に湖山湖畔を挙げ、協力を表明。
平成28年2月	鳥取市議会で「鳥取市に鳥取県立美術館の建設を求める決議」を可決
平成28年3月	鳥取市が建設候補地として、①市役所跡地、②わらべ館駐車場と西町緑地、③鳥取市武道館敷地 ④鳥取砂丘西側一帯 ⑤湖山池オアシスパーク・多目的広場を推薦。 また、計画が凍結となっている鳥取市桂見の「県立少年自然の家跡地」についても「候補地のひとつとして評価・検討されるべき」として申入れ。
平成28年8月	鳥取県教育委員会は、県議会総務教育常任委員会で鳥取市桂見の旧美術館建設候補地を新美術館建設候補地から外し、正式に計画を廃止したことを説明。
平成29年3月	平成29年2月定例県議会で、倉吉ラグビー場を建設場所とする基本計画及びPFI導入可能性調査等に要する予算案について、鳥取県立美術館推進事業に係る附帯意見を附して可決
平成29年3月	鳥取市議会全員協議会で鳥取県教育長が倉吉市に新設を目指す美術館について、建設地選定の経緯を説明。
平成29年7月	鳥取県教育委員会が鳥取市民へ「県立美術館についての説明会」を初めて開催。
平成31年3月	鳥取県知事と鳥取市長が協議。これまでの経緯を謝罪し、地元への説明を尽くすことを伝え、今後、美術館通り線及び桂見の建設予定地等の課題解決に向け、実務レベルで協議することで一致。
令和4年11月25日	県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いについて、鳥取県が鳥取市に申出書を提出。 【申出内容】 ①県は、県立少年自然の家跡地に、多目的広場及び遊歩道を中心とした施設(以下「多目的広場等」という。)を整備する。 ②多目的広場等の整備後は、鳥取県立とっとり出会いの森及び鳥取市出会いの森公園(以下「出会いの森」という。)の一部として一体的に管理し、広く県民の利用に供する施設とする。 ③県は、多目的広場等への進入路となる管理道について、現在の市道美術館通りを活用して多目的広場等の整備事業の中で整備を行なう。 ④市は、前項に関し、市道美術館通りの廃止に向け、公共事業再評価委員会への諮問その他必要な手続きを行い、市道廃止後は、市道美術館通りに係る権利(既整備部分及び用地に関する権利を含む。)を県に移管する。 ⑤県は、次に掲げる額の合計額に相当する負担金を市に支払うものとする。 (1)市道美術館通りの整備に係る市の実質負担額(市が既に支出した整備に係る事業費から国庫補助金額及び地方債に係る交付税措置額を控除した金額をいう。) (2)市の用地取得に係る国庫補助金の返還を要することとなった場合には、当該返還額及び返還手続きの一環として不動産鑑定に要した費用の額 ⑥前各項に定めるほか、標記に関しては、県及び市の協議により進めていくものとする。

令和4年12月9日	<p>鳥取県の申出書に対し、鳥取市から文書で回答。</p> <p>【回答内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申出の内容について承諾する。 ②詳細については、県・市で協議の上、書面を締結いただきたい。 ③鳥取県議会での「平成29年度鳥取県一般会計予算」における「鳥取県立美術館整備推進事業」についての附帯意見を尊重していただきたい。
令和5年2月8日	令和4年12月9日付の鳥取県への回答文書に記した「書面を締結いただきたい」に基づき、県の申出内容と市の回答書の内容を盛り込んだ覚書を締結。
令和5年2月	覚書の締結について鳥取県議会、鳥取市議会で報告。
令和5年3月16日	鳥取市公共事業再評価委員会を開催し、審議の結果「市道美術館通り整備の中止が妥当である」との決定を得る。